

佐賀県告示第 131 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 30 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
唐津市 七山荒川	上荒川（382 I -017） 萩迫川（382 I -018） 平野川（382 I -019） 細川川-1（382 I -020_1） 細川川-2（382 I -020_2）	土石流	次の図のとおり
唐津市 七山池原	久保川 1（382 I -040）		
唐津市 七山馬川	中組 2-1（382 I -037_1）	急傾斜地の崩壊	
	宮ノ前川 2（382 I -024） 宮ノ前川 1（382 II -015） 下ノ門川 4-2（382 II -016_2） 下ノ門川（382 II -018）	土石流	
唐津市 七山白木	樽門-4（382 I -010_4） 樽門-6（382 I -010_6） 樽門-14（382 I -010_14）	急傾斜地の崩壊	
	樽門川（382 I -009）	土石流	
唐津市 七山藤川	藤川-2（382 I -011_2） 藤川-5（382 I -011_5）	急傾斜地の崩壊	
	滑川（382 I -010） 七ツ枝川（382 I -011） 野井原川（382 I -013）	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）